

供託書  
(雑)



字加入 字削除

頁  
/

申請年月日 平成 21 / 年 4 月 6 日

供託所の表示 高知地方法務局

法令条項 民法第 494 条 平成21年度金第 21号

供託者の住所氏名

780-0806  
高知市知寄町2丁目4-10-404  
坂本 茂雄

供託の原因たる事実

被供託者より供託者に対して下記のとおり臨時議会、産業経済委員会、少子化対策子育て支援特別委員会及び2月定例会の議金事務の取扱いに付した2日間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれました。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取りを拒否し、被供託者に対して4月6日に提訴したが、受領を拒否したため、提訴します。

平成20年11月28日 臨時議会 10月24日分 5,000円  
平成20年12月17日 産経委員会、議会運営委員会 11月10日、28日分 10,000円  
平成21年3月5日 産経委員会、少子化対策子育て支援特別委員会 1月16、26、28日、2月6、10、19日分 30,000円  
平成21年4月3日 2月定例会 2月28日、3月2、5、10、13日、16、17、19日分 60,000円

被供託者の住所氏名

780-8570  
高知市丸の内1丁目2番20号  
高知県

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権
2. 反対給付の内容

備考

供託金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	1	0	5	0	0	0

上記供託を受理する。  
供託金の受領を証する。

平成 21 年 4 月 6 日  
高知地方法務局  
供託官 坂 東 正

